

館山市情報提供  
令和8年5月12日  
担当課名：雇用商工課  
担当者名：野中・渡邊  
TEL：0470-22-3362

---

## 令和8年度 館山市クラウドファンディング型企業誘致・起業支援補助金の 認定事業を募集中

---

現在館山市では、新たなビジネスの創出や市外企業の進出を促進し、地域経済の活性化、雇用の創出、関係人口の拡大を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税の活用を希望する事業者を6月12日（金）まで募集しています。

この新たな制度を通じて、市内企業の育成や地域経済の活性化を図り、若者が魅力を感じ、安心して働ける職場、就業機会や選択肢の増加につなげていきます。

### 【概要】

この補助金は、館山市の産業の振興を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して資金募集を行い、産業振興、地域課題解決等に寄与する事業のために新たに事業所を開設する者又は起業する者の経費の負担軽減を図ることを目的としています。

### 【補助対象事業】

次のいずれかに該当する事業者（個人又は法人）が対象となります。

- (1) 館山市内で事業所を開設する者
- (2) 館山市内で起業する（新たな事業を開始する）者

### 【交付対象者】

交付対象者は、以下に示す（1）共通要件のいずれにも該当し且つ（2）企業誘致に係る交付対象者又は（3）起業に係る交付対象者に該当する者となります。

#### (1) 共通要件

- ア) 館山市クラウドファンディング型企業誘致・起業支援補助金交付要綱第9条の規定によるクラウドファンディング型ふるさと納税による補助事業に係る資金の募集の結果、資金募集目標額に達しなくても補助事業を実施する者
- イ) 本市の産業振興、地域課題解決等に寄与する事業を行う者
- ウ) 市税等を滞納していない者
- エ) 暴力団員等でない者
- オ) 関係法令を遵守している者
- カ) その他市長が不適當であると認めない者

#### (2) 企業誘致に係る交付対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- ア) 市外に本社または主たる事業所を有する者
  - イ) 市内に新たに事業所を設置する者
  - ウ) 市内で継続的な事業活動を行う意思を有する者
- (3) 起業に係る交付対象者
- 本市の区域内において、市長が別に定める日までに起業を予定している者又は補助事業の認定の申請時に起業の日から12か月を経過していない者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者
- ア) 次のいずれかに該当する者
    - a) 市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者
    - b) 市内に本店を有し、かつ、その代表者がaに該当する法人
    - c) 市内を主たる事業所として事業を行う者
  - イ) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者
  - ウ) 許認可等を必要とする起業にあつては、既に当該許可等を受けている者
- エ) 起業した後において、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を除く）となる者

**【補助対象経費】**

補助対象経費は、事業の開始に係る設備・備品等の購入に係る費用、販路開拓を行うためのウェブサイトの構築等に係る費用、新商品の試作開発に係る費用、事務所や機器の賃借費用（当該年度の12か月分を限度とする）等となります。

**【資金募集目標額】**

補助対象経費（200万円から1,000万円までの額）の2分の1の額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。）

**【補助額】**

資金募集の結果に応じて補助額を算定します。（下図参照）

- (1) クラウドファンディング分・・・補助対象事業費の2分の1が限度額
  - (2) 市単独補助分・・・・・・・・・・クラウドファンディング調達分の2分の1が限度額
- CF・・・クラウドファンディング

**※寄附金額により最大4分の3の補助が受けられる制度です。**

比較項目	目標達成(100%)	目標達成(200%)	未達成(70%)	未達成(40%)
①補助対象額(経費)	1000万	1000万	1000万	1000万
②CF分補助限度額 (①×1/2)	500万	500万	500万	500万
③CFされた額 ※1	500万	1000万※2	350万	200万
④市単独分補助金 (②か③どちらか低い方×1/2)	250万	250万	175万	100万
⑤補助金額 合計 (②か③どちらか低い方+④)	750万	750万	525万	300万
自己負担額(①-⑤)	250万	250万	475万※3	700万※3

※1 寄附額から経費(返礼品代・サイト掲載手数料等)を差し引いた後の額となります。

なお、CFの寄附目標額は、経費を考慮した上で市が設定します。

※2 CFされた金額③が限度額②を超えた場合は、超過分は関連する市の事業で活用します。

※3 CFされた金額③が限度額②に達しなかった場合、自己負担額が増加します。

### 【補助事業の認定】

補助事業の認定及び交付申請時に提出した事業計画書（第 3 号様式）の書類審査、また、必要に応じてプレゼンテーション審査を行い、補助事業を認定します。

### 【資金の募集】

認定された補助事業を対象に、市がクラウドファンディング型ふるさと納税により、資金を募集します。

#### 【申請期間】

令和 8 年 6 月 12 日（金）まで

#### 【申請書・問合せ先】

館山市建設経済部雇用商工課窓口

住所：館山市北条 1145-1

電話：0470-22-3362

受付時間：9:00～16 時 30 分 ※土日、祝日を除く

申請書類の配付場所

①館山市建設経済部雇用商工課窓口

②館山市ホームページ

<https://www.city.tateyama.chiba.jp/shoukan/page100066.html>

問合せ／館山市建設経済部雇用商工課（TEL. 0470-22-3362）